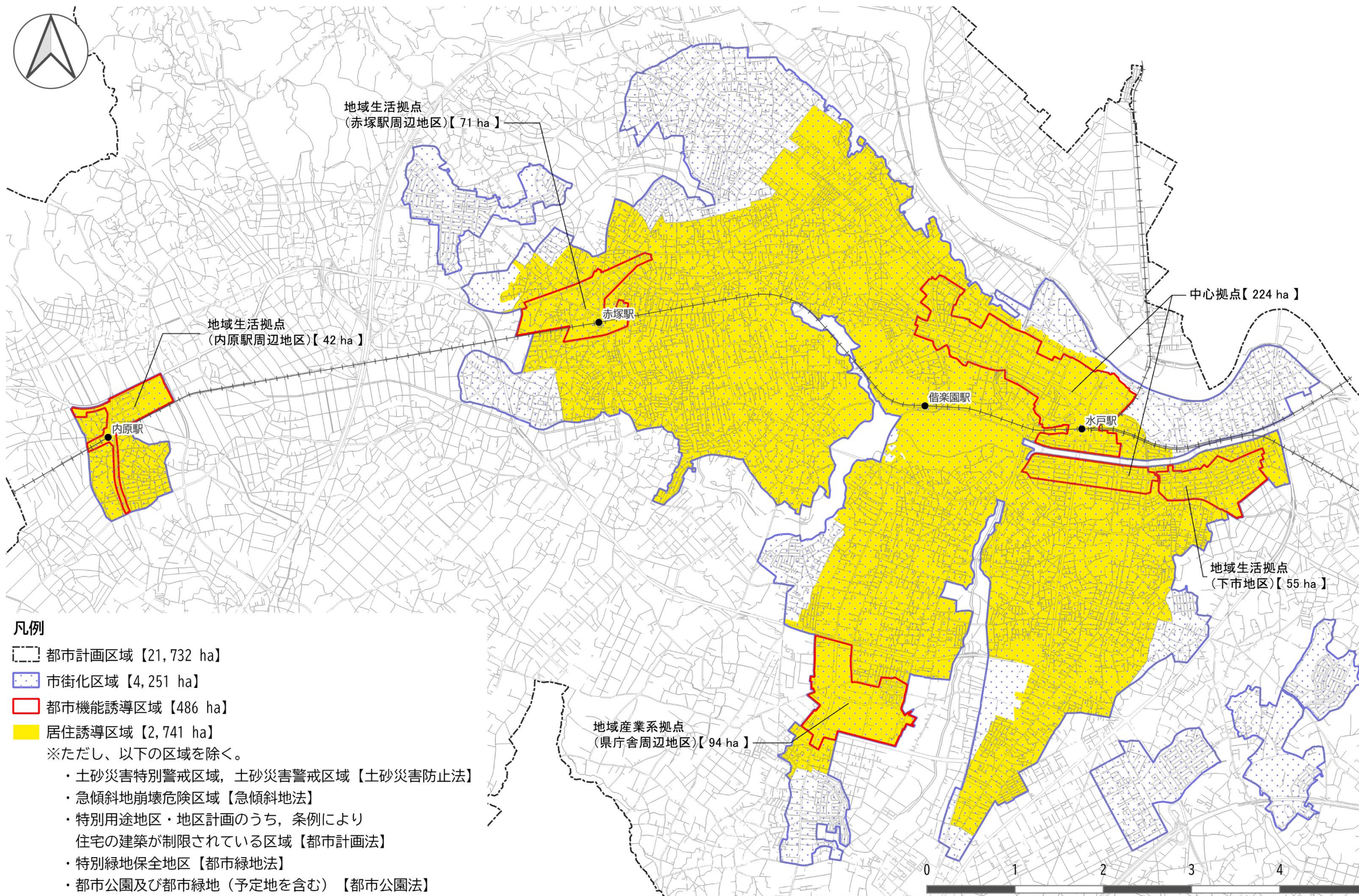




- 凡例
- 都市計画区域【21,732 ha】
 - 市街化区域【4,251 ha】
 - 都市機能誘導区域【486 ha】
 - 居住誘導区域【2,741 ha】
- ※ただし、以下の区域を除く。
- ・土砂災害特別警戒区域，土砂災害警戒区域【土砂災害防止法】
 - ・急傾斜地崩壊危険区域【急傾斜地法】
 - ・特別用途地区・地区計画のうち，条例により住宅の建築が制限されている区域【都市計画法】
 - ・特別緑地保全地区【都市緑地法】
 - ・都市公園及び都市緑地（予定地を含む）【都市公園法】